

令和3年第1回津南町議会定例会会議録

(3月1日)

招集告示年月日		令和3年2月15日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和3年2月25日 午前10時00分			閉会	令和3年3月12日午後1時43分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	恩田稔	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	吉野徹	応・出	
地方自治 法第121 条の規定 により説 明のため 出席した 者の職・氏 名（出席 者：○印）	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	村山大成	○	
	教育長	桑原正	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員会長			建設課長	柳澤康義	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者	板場康之	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長	小林武	○	
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	野崎健	議会事務局班長	石田剛士		
会議録署名議員		1番	滝沢元一郎	12番	草津進		

## 〔付議事件〕

(3月1日)

日程第1	同意第1号	津南町教育委員会教育長任命の同意について
日程第2	同意第2号	津南町教育委員会委員任命の同意について
日程第3	同意第3号	監査委員の選任同意について
日程第4	議案第2号	津南町総合振興計画について
日程第5	議案第3号	津南町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第4号	津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第5号	津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第6号	津南町炭化施設設置条例を廃止する条例の制定について
日程第9	議案第7号	津南町農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第10	議案第8号	指定管理者の指定について（津南町健康増進施設）
日程第11	議案第9号	指定管理者の指定について（津南町高齢者生活福祉センター）
日程第12	議案第10号	令和2年度津南町一般会計補正予算（第14号）
日程第13	議案第11号	令和2年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第12号	令和2年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第13号	令和2年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第14号	財政調整基金の処分について
日程第17	議案第15号	津南町地域福祉基金の処分について
日程第18	議案第16号	令和3年度津南町一般会計予算
日程第19	議案第17号	令和3年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第20	議案第18号	令和3年度津南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第21	議案第19号	令和3年度津南町介護保険特別会計予算
日程第22	議案第20号	令和3年度津南町簡易水道特別会計予算
日程第23	議案第21号	令和3年度津南町下水道事業特別会計予算
日程第24	議案第22号	令和3年度津南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第25	議案第23号	令和3年度津南町病院事業会計予算

## 議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

#### 同意第 1 号 津南町教育委員会教育長任命の同意について

議長（吉野 徹）

同意第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町教育委員会教育長を 3 期 10 年お勤めいただいた桑原正氏が令和 3 年 4 月 3 日付をもって任期満了を迎え、退職することになりました。桑原氏には、前上村町長時代から引き続き教育行政運営に御尽力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

後任として、島田敏夫氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。島田氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、町社会教育主事、津南小学校教諭、町スキークラブ員等、町の教育行政、スポーツの発展に寄与いただいております。人格、識見ともに教育委員として適任であると考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

1 点だけお聞きします。

島田氏は、町外のかたなののですが、町内に適任のかたがいらっしやらなかったのか、1 点だけお聞きします。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

様々な検討を重ねましたうえで、私のほうでこのように判断させていただきました。能力的に信頼がおけるかたということで、今回、提案させていただきました次第です。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第1号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は13名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、関谷一男議員及び9番、恩田稔議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

投票用紙を配布いたします。 —（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。 —（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数13票。うち、有効投票13票。無効投票0票。有効投票中賛成11票、反対2票。

以上のとおり賛成多数です。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

## 日 程 第 2

### 同意第 2 号 津南町教育委員会委員任命の同意について

議長（吉野 徹）

同意第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町教育委員会委員の太平義弘氏が令和 3 年 4 月 2 日をもって任期満了を迎えることから、再度任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。太平氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格、識見ともに教育委員として適任者であると考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

1 点だけ伺います。

教育委員会に保育園はウェイトを占めていますが、保育園関係の人材は議論されなかったのでしょうか。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

太平義弘氏に関しましては、もう既に教育委員を務めてこられ、保育行政についても知見を有していると考えております。大変様々な保育についての意見を述べていただいて、総合教育会議でも私のほうに指導いただいております。そういったことから、保育についてもきちんと知見を有しているかたと考えております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 2 号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は 13 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番、桑原義信議員及び 10 番、栗

原洋子議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数 13 票。うち、有効投票 13 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 10 票、反対 3 票。

以上のとおり賛成多数です。よって、同意第 2 号は同意することに決定いたしました。

### 日 程 第 3

#### 同意第 3 号 監査委員の選任同意について

議長（吉野 徹）

同意第 3 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

監査委員の藤ノ木勤氏が令和 3 年 3 月 31 日付をもって任期満了を迎えますことから、再度任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。藤ノ木氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格、識見ともに監査委員として適任者であると考えておりますので、御同意を賜りますようお願いいたします。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第3号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は13名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、筒井秀樹議員及び11番、津端眞一議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数13票。うち、有効投票13票。無効投票0票。有効投票中賛成13票、反対0票。

以上のとおり全員賛成です。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

## 日 程 第 4

### 議案第 2 号 津南町総合振興計画について

議長（吉野 徹）

議案第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定により、令和 3 年度を初年度とする第 6 次津南町総合振興計画の基本構想を定めるものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

全体的に稼ぐというかたちが見られて、とても良い基本構想かと思うのですが、一つ、第 3 章基本構想、第 2 節「生涯学びながら成長できるまち」の中で、『苗場山麓ジオパーク自然資源・文化資源保護憲章』をスローガンとして、苗場山麓ジオパークエリア内の環境保全方法を検討し」とあるのですが、これから検討していくのでしょうか。そろそろ環境保全に関しては、今から検討では、若干もう既に遅いような気がするのですが。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

今ほど御質疑がございました苗場山麓ジオパーク自然資源・文化資源保護憲章というところでございます。当然、こういったところをスローガンにしながら、今、議員御指摘のジオパーク、これはもう既にこれまで栄村さんと一緒に環境保全も含めまして、ジオパークの活用を考えてきたわけでございますけれども、今後、更にいっそう、この憲章を基にジオパーク活動を展開していきたいということです。また、教育活動も議員御案内のとおり、町内・栄村小中学校でこういったジオパークを糧にした

勉強会、あるいは学びを実践してございますので、そういったところからさらに郷土学習、郷土愛を育む土壌を醸成していくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

そういうことではなくて、環境保全はもう既に取り組んでいても良いのかなというだけなのです。この「検討し」というと、やらないかなという文言にもつながるかなというところなのですけれど。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

環境保全についても、環境保全の調査やいろいろ、もう既に実施をしております。更に調査を進めてまいるということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

この計画策定に当たっては、大勢の皆さんがたが参加をしてくださったりして、知恵の終結だと判断いたします。2点ほど質疑させてください。

これは10年計画を今立てて、毎年毎年、進捗確認をしていく必要があるべき計画だと思います。それがこの計画の中で、毎年毎年、きちんとプラン・ドゥ・チェック・アクションを回していけるのでしょうか。というのは、半期では出てはいましたけれど、年度ごとの数字、目標値等々が出ていないので、これできちんとPDCAを回していけるのか。

もう1点ですが、いろいろな所で「限られた財源の中で効率的・戦略的に行政運営をしていくために基本計画を定めたものである。毎年度の予算編成や各分野の個別の事業計画に反映していく。計画的かつ効果的な行政運営を進めるために」というようなくだりがあります。そういったなかで、財政について、数字について、ほとんど触れられていない。財政の裏付けがあって、これらができているのだと思います。前に頂いた厚いほうのものなのですけれども、基金の推移を見れば、令和元年度末で財政調整基金が10億500万円で、そういったなかで、財政調整基金を年々取り崩さなければならないというような表現もあります。10年後に財政調整基金が幾らになるのか。その前に、本町の財政状況というのがありますが、「今のところは健全財政を保っている。しかし、財政調整基金等の繰入れを行う必要があるなど極めて厳しい財

政運営を強いられている。歳出のほうでは、扶助費の増加、公共施設や社会基盤の老朽化によって、大変増加が見込まれる。財政需要は、これまで以上に拡大する。」と書いてあります。基金についても、幾らになるのか書いてありません。これを見れば、10年後、津南町が存在するかどうか、本当に不安になります。やはり財政の裏付けがあって、これらの計画ができるものだと思いますし、それらがそれぞれの年次計画の中に反映されてこそ、PDCAをきちんと回していけるものだと思うのですが、この2点について伺います。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山 詳吾）

まず、1点目でございます。毎年の進捗状況の確認なのですけれども、それぞれ厚い計画書をお渡しした中に、基本構想の所にも数値目標は書いてございます。また、細かい基本計画の中にも数値目標が書いてございます。この数値目標について、年度ごとにどの程度の実績があったかということも今後確認していく予定にしております。細かい数字が出ていないということなのですけれども、一応、ここに掲げた指標のこの数値を基にPDCAを回していくということで考えてございます。

また、2点目の財源のお話なのですけれども、この財政調整基金の今後の見通しということなのですが、これも一応、平均的に取り崩していくという表になります、という表でございますので、町長も一般質問の答弁の中で10億円を目指すというなかで、今後も予算編成等を含めながら、できるだけ取り崩しを少なくして健全財政が図られていくよう進めていきたいと考えてございます。

以上です。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

この厚い中に数値目標が年度ごとに、私、いくら見ても年度ごとには見えないのですけれども、それは、半期目標値、あるいは10年後の目標値等々の定めはありますが、本当にそれを実施するとき、毎年毎年きちんとPDCAを回すには毎年のそれがなければ、きちんとしたPDCAは回していけないと私は思っています。より具体的に1年ごとにそればなければ、生きたPDCAにはならないのではないのでしょうか。

それから、やはり財政も、今、この場においてこれを通さないわけにはいかないのかもしれませんが、数字的なものもきちんと示していただきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

副町長。

副町長（根津和博）

御指摘ありがとうございます。PDCA、進捗状況につきましては、毎年度末に進捗状

況を調べて、どうしてまだ達成できないかという理由も含めて検証していきたいと思っております。

財政のほうにつきましては、ほかの計画、例えば病院で言うと、これから定めるであろう中長期計画、あと、以前やっていた集中改革プランとか、事務事業見直しも毎年やっていかななくてはいけないものだと思います。そこら辺を含めて、財源の確保はしていくなかで、事業を進めていくというところでございます。

議長（吉野 徹）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

前に、この総合振興計画のものが出されて、幾つか指摘をさせていただきました。目標値もそれなりに直ったような気がいたします。例えば、マイナンバーカードの目標値というのがあったのですけれども、10年後の目標値を見ると、ただ今はこれだけだから10年後はこれだけ、というような数字になっていまして、そこに国が今度、免許証や保険証と一緒になるのですけれども、そういったことが考慮されないで、ただ数字だけに乗っけていくような、そういう検討が変な話、おどろおどろしい感じが私でしたのです。そういったなかで、今回これが出てきて、そういった数値についての話合いというのはどのようなことまで話されたのか。一つ、ここにありますが、いちばん最後の15ページ、25歳から35歳、50歳から60歳、令和12年には転入と転出が同じになる、拮抗するというようなことなのではあるけれども、そういったものは、どんな話がそこで出て、こういう数字になったということが分かりますか。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

こちらのほう、いろいろと数値目標については、ワーキンググループの中で話合いをさせていただきました。やはり自然増減と社会増減のところだけで目標を高くもっていければということで、この人口増減の予測もあるのですけれども、ある程度、これまでの動きのデータ等を勘案していくなかで、なかなか達成は厳しいかもしれませんが目標にしていこうということで、策定させていただきました。策定委員の皆さんからもいろいろな御意見を頂きながら決めたものでございます。

議長（吉野 徹）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

先ほども意見がありましたけれど、この総合振興計画はいろいろ練って作られたのかもしれませんが、やっぱり具体性と予算措置がないものは実効性の裏付けがない、判断できないのですよね。だから、例えば、子育て支援、移住・定住についても、予算措置がなければ計画が立てられないのではないのでしょうか。

それともう一つ、病院の関係で「限られた医療資源を有効活用し、医療スタッフの確保に努める。」、医療スタッフの確保についても、やっぱり予算措置がつきものですから、そこも10年間の計画の中でもっと具体的に示すべきだと思います。具体的な中身が分かるような計画案を出していただきたいと思います。これは、やっぱり予算的なものを出せないのでしょうか。

議長（吉野 徹）  
総務課長。

総務課長（村山詳吾）

数字的なものなのですけれども、予算措置につきましては、毎年予算編成をさせていただきます。当然、この総合振興計画を基に各担当課で予算編成をするわけでございます。この計画に10年間の数字を上げるのは無理なのは御承知かと思っておりますけれども、毎年の予算編成の中で各担当課のほうから要望を上げていただいて、それについて年度ごとに実施していくことで考えております。

以上です。

議長（吉野 徹）  
10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

今まで頂いていたこの総合振興計画には、毎年ではないですけれども、予算措置が数字的なものが出ていたと思います。3年後、5年後ということで。それさえも今ないわけですから、この先、検証する意味でも、しっかり予算措置をしていただかないとやっぱり判断もできません。もう少し具体的な案を出していただきたいと思います。

議長（吉野 徹）  
総務課長。

総務課長（村山詳吾）

今回は基本構想でございますけれども、確かに今までの計画は、基本計画の中で年度ごとの事業費という一覧表が作られておりました。今回、計画を作るに当たって、今までと同じような、そういう数字を上げるものがよろしいのか、検討もしてきました。今までの数字というのが非常にに掴みで希望的なものという部分もございまして、それに縛られるということもなかなかなかったわけでございます。そういうなかで、本当に仮置き数字という部分もございましたので、なかなかそれを10年間の計画に上げるのはいかがなものかということで、今回はこのようなかたちで作成をさせていただきました。

以上でございます。

議長（吉野 徹）  
ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

ただいまの原案に賛成の討論をさせていただきます。

この総合振興計画については、長い期間をかけて大勢のかたが将来、5年後、10年後を見据えて緻密に分析した結果が非常に表れておりました。私も全部見させていただきました。それと、もう一つは、最終段階で審議員の提案、意見、パブリックコメントの意見、100項目以上あったと思うのですが、これも全部見直して盛り込んでいただいたということは、私はこの総合振興計画を大いに評価するものでございます。

ただ、私としては、提言させていただいたものが3点ほどございます。一つは、人口減少が7,000人、6,000人と減っていくわけですが、そのなかで、計画案が拡大傾向の計画をしている、施策をしているのが若干見られています。それともう一つは、行財政改革、今ほど質疑も出ましたけれども、それが前回の総合振興計画で約20ページにわたり記載されておりました。ところが、今回は僅かしか記載されていないということ。それから、今、国で進めているデジタル化、脱炭素、この計画が一部入っているのですが、新規計画がほとんど入っていないというようなどころも見られましたので、今後、この総合振興計画を活動していくには、その辺ももう少し年ごとに見直していただくということを提案差し上げて、この総合振興計画について賛成いたします。

以上です。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

議案第2号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立10名、非起立3名）—

賛成多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

換気のため、11時15分まで休憩いたします。

—（午前11時05分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午前11時15分）—

## 日 程 第 5

### 議案第 3 号 津南町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 3 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

地方税法で規定する地域決定型地方税制特例措置わがまち特例について、各自治体が地域の実情に応じて条例で特例割合を設定するため、地方税法の改正に伴い、津南町税条例の一部を改正するものです。

細部につきましては、税務町民課長が御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

すみません、ちょっと教えてください。これは単純に町の税収が増えるという認識でよいのでしょうか。それとも、今まで少ない税収だったということでもよいのでしょうか。

議長（吉野 徹）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

わがまち特例につきましては、この課税標準額に何分の何という特例割合を設けて、3 年間の間、減税がされることになっています。今回、割合につきましては、6 分の 5 から 12 分の 11 に変更されるということで、この割合を掛けると、今までの 6 分の 5 よりも 12 分の 11 のほうが課税標準額が高くなるということで、税額については若干増えるのかなと思ってございます。

以上でございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

議案第3号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

### 議案第4号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

議案第4号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 7

### 議案第 5 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 5 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和 3 年度から新たな第 8 期介護保険計画が始まり、計画期間中の保険料率を定める必要があること及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

少しお聞きします。介護保険料を来年度据置きということが言われていました。全国平均で 65 歳以上の高齢者が負担する第 1 号の保険料、ずっと上がり続けているわけですが、今回据置きということで、それは有り難いのですけれども、もともと高い保険料ですので、ぜひ下げることが必要なのではないかと思います。今年、令和 3 年度の介護保険の 65 歳以上の平均額を教えてください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

保険料額を決定するに当たりましては、第 8 期の計画を作るためということで、今の国のほうも見える化システムという実際の給付の状況、過去の状況等を見ながら、どういった推移になるのかと推計する良いシステムがあるのですけれども、そういったものを活用するほか、町の中で介護サービスがどういう状況になるかというところを見ながら、検討を進めさせていただいたところです。そもそもの保険料を決定するに当たっては、やはり支出の部分をしっかり見る必要があるのですけれども、津南町は、やは

り全国平均よりちょっと高めというところは、1人当たりの給付費というのが全国平均よりも高くなっています。これの要因を分析しますと、どうしても介護保険は65歳以上のかたが基本的には対象ということにはなっているわけですが、65歳以上のかたの中でも高齢化率みたいなものを考えることが実はできます。それぞれの年齢階層にどれくらいの割合のかたがいらっしゃるかという話になってきます。要は、実際に介護の支出をしなければいけない人たちというのは、やはりある程度年齢が上がってきてからというところになりまして、おおむね85歳くらいを過ぎてきますと、相当給付が実際に伸びてくるということになります。今、こういった部分を、例えば、年齢の割合が全国的に一律だったらどうなのというところまでシステムの中で見ることができます。そういった部分で見ますと、実は津南町は、年齢をすっかり直しますと1人当たりの給付費はむしろ全国平均より少し低いくらいの水準ということになっております。要は、高齢者の中でも更に高齢化が進んでいる状況が津南町の中にはあるというところがあって、実は支出が増えている。今の制度の中では、その部分の支出に見合う分をどうしても保険料のほうに反映しなければいけない。国のほうでは調整交付金等があって、そういった部分を補うということにはなっているのですけれども、これを全て補うということではできないような状況がございますので、そういった部分が少し高めの保険料というところになっております。今回、国からは、介護保険事業計画を見直すに当たっては今まで以上に将来を見据えた内容を進めなさいというような指導があったところでございます。そういった状況を見るなかで、私どもも本当にこういった状況のなかで、こういった保険料であるべきかということを真剣に議論をしてまいったところでございますけれども、将来を見るなかで、今回は据え置きとさせていただいたものです。

それから、今年度の平均の保険料は幾らだったかというところは、大変申し訳ございませんが、私、今手元に用意してございませんので、後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 8

### 議案第6号 津南町炭化施設設置条例を廃止する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和2年11月19日をもって津南町炭化施設の使用を廃止したことから、本条例を廃止するものです。

細部につきましては、農林振興課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 9

### 議案第7号 津南町農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

基盤整備の推進や中山間地域の農業活性化、担い手育成や支援など、津南町の将来に向けた農業の振興を図るため、津南町農業振興基金を設置し、条例を制定するものです。

細部につきましては、農林振興課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

ちょっとお聞きします。第3条、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」とあるのですけれども、運用に関しては、どなたが決めて、今のところどんなものを考えているのか、教えていただけますか。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

運用に関しましては、先ほど、町長のほうからも最初の説明にありましたが、当面は基盤整備の推進ということで、基盤整備の受益者の皆様が負担する額の軽減に充てていきたいと考えております。そのほか、担い手育成とか中山間地の活性化に必要なが生じた場合に、そういったものを事業化していきたいと考えております。その財源に使っていきたいと考えております。

議長（吉野 徹）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

すみません。預かっている現金に関してのお話なのですけれど。

議長（吉野 徹）

副町長。

副町長（根津和博）

運用につきましては、会計管理者が確実な方法で運用していきます。

議長（吉野 徹）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

1点だけお伺いします。第1条の担い手育成や支援などは、津南町の農業を推し進めるに当たっては最も大事なことなのですが、基盤整備に当たっては、家族農業はやっぱり切り捨てるようななかで、農家負担が本当に増えるばかりだと思えます。増えるばか

りで、高齢者宅や作られない農家が多くあるなかで、負担ゼロの方向で検討はされているのでしょうか。

議長（吉野 徹）  
農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

基盤整備につきましては、国・県の補助事業でかなりいろいろな採択要件がございます。ある事業ですと、実質の負担ゼロということもございますが、地域にやっていただくことのハードルが非常に高いこともございますので、なかなか厳しいところがあるという感じがいたします。場合によっては、その可能性もあるということですが、今、我々が想定してるのは、やはり何%か受益者から負担を求めるケースが通常だと思いますので、その軽減を図りたいということで、この基金を創設するものです。

議長（吉野 徹）  
7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

1点だけ伺わせてください。第2条についてですが、「基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」ということですが、該当年度のそれぞれの積み立てる基準とか、説明するものが全く何もないのでしょうか。

議長（吉野 徹）  
副町長。

副町長（根津和博）

特に基準というのはございません。

議長（吉野 徹）  
7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

基金となると、やっぱり100万円、200万円ではなかなか基金と言いがたいと思うのですが、それなりに一般会計の中から捻出するということになれば、かなり一般会計への影響も大きいと思うのです。それは今、基準がないということですが、全くその年度その年度の全体を見て積み立てるといような意味合いでしょうか。

議長（吉野 徹）  
農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

金額といたしましては、農業公社に今現在、町から借り入れているお金があります。

それを今年度、令和2年度から返済していただいております。その金額と同額を積み立てていきたいと考えております。

議長（吉野 徹）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

先ほど、副町長が基金の運用について会計管理者に任せるというお話だったのですが、基金の運用というのは、昔は国債だとか事業債、株券とか、そういうもので基金の運用をしていたと思うのですが、基金の運用は、今はやるとしたら何の運用をやるのですか。

議長（吉野 徹）

会計管理者。

会計管理者（板場康之）

一般的には、大型の貯金です。最近ですと、債券、県債とか電力債、この辺を買わせていただいております。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

1点だけお願いします。振興基金は、今は100万円という予算なのですが、苗場山麓の債務負担行為、令和6年に多分終わるのだと思うのです。そのときに、今、1年におおよそ7,800万円くらいだったと思うのですが、こういったものをこちらのほうに恐らく充てていくというようなお考えだと思うのです。交付税措置とかがあって、全額がそのまま払わなくても済むというお金なのでしょうか。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

この基金の財源といたしましては、先ほど申し上げたとおり、農業公社の借用金の町への返済金を充てたいと。それで不足する場合には、今ほどおっしゃったようなところの返済が終わりますので、そういったお金の一部を充てられればと考えております。仮に、何割かは地方交付税でやられておりますし、一般財源の部分もありますので、その一般財源の部分まで入れるということは考えております。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

(9番) 恩田 稔

確か 7,800 万円だったと思うのですが、そのうち実際に令和 7 年度から、恐らく全額ではないにしても、これだけ余るといふ言い方はおかしいのですが、返済しなくてもいいとなりますよね。ですので、今の時点で、おおよそどれくらいそこに入れられるのかというようなところまでは、とてもお答えできる状況ではありませんか。

議長 (吉野 徹)  
副町長。

副町長 (根津和博)

これくらい入れたいな、という思いがありますけれども、詳しい金額はまだ決まっておられません。

議長 (吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 7 号について採決いたします。

議案第 7 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

— (起立 11 名、非起立 2 名) —

賛成多数です。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 10

### 議案第 8 号 指定管理者の指定について (津南町健康増進施設)

議長 (吉野 徹)

議案第 8 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

公の施設である津南町健康増進施設の指定管理を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長 (吉野 徹)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (鈴木正人)

— (細部について説明を行う。) —

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

申込み団体は、この Tap だけだったのでしょうか。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

申込みがありました団体は、この 1 団体のみでございました。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

申込み団体が 1 団体だけだということで、継続して指定管理者でお願いするという事なのだと思いますが、予算書を見る限り、前年度の管理委託料 2,871 万 9,000 円、今年度は 3,152 万円 2,000 円、かなり金額が上がっています。これは、何か指定管理の内容が増えたのか、あるいは、事業者がとてもこの金額ではやっていけないという値上げ交渉があったのか、教えてください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

実際に金額が増えている部分もあるのですが、今、予算の場ではないですが、前年度の 2,871 万 9,000 円のほかにクアハウス津南に係る部分 47 万 9,000 円という金額を別立てで予算措置していたものがありました。その分を合わせますと 2,919 万 8,000 円で、今年度が 3,152 万 2,000 円ということで、232 万 4,000 円の増額ということにはなっております。ただ、実は、このほかに町の委託事業ということで、水中運動という事業をクアハウス津南で、そちらを併せて受託いただいているようなかたちになっておりまして、水中運動に係る経費というのが前年度は 926 万 8,000 円でした。これにつきましては、水中運動のほうもはっきり、実際の町の水中運動としての委託の内容を精査させていただいた結果、この水中運動に係る金額、約 100 万円を減額とさせていただいております。823 万 1,000 円ということで、100 万円ちょっと減額をさせていただいたところです。そういったなかで、水中運動の分の委託料が減額になる部分、それから、私どもは非常に Tap の実際の経営の状況等を逐一聞かせていただいているところですが、今、新型コロナウ

ウイルス感染症の状況もあるというところで、利用者が非常に減っている状況もある、あるいは、数年来、光熱水費が経営に与える影響が非常に大きいというところがございまして、それらを見させていただくなかで、最終的に金額を決定させていただいたものです。水中運動と合わせますと、前年比で約 120 万円の増額ということになっております。

議長（吉野 徹）

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

水中運動が減ったという表現でしたけれども、このコロナ禍でいろいろな事業が減ってきているのは当たり前のことだと思いますが、水中運動、この事業は、事業委託として管理委託料とはやはりきちんとした線引きは必要だと思います。水中運動が減ったから、こっちを増やしたのだなんていうことはあってはならないと思いますので、これについて、少し算出根拠を今とは言いませんが、示していただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

水中運動で委託をさせていただいている額の中には、当然、その施設を使わせていただいている部分だということなので経費を見ている分があるのですが、近年、このクラスが減ってきたりというところもございまして、その部分を適正な金額というところで見させていただいて、減額をさせていただいたところです。私どもとすれば、やっぱりどうしてもクアハウス津南全体を見なければいけないというところもございまして、そこで見られない部分をどう経費を負担しなければいけないかというところを見て出させていただいたものということになっております。

議長（吉野 徹）

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

水中運動がその施設を使っているから、施設の使用料だか、指定管理委託料の中で人件費も払っているし、また、同じように事業委託の中でも同じ人件費を払っているというようなこともきっとあるように感じておりますので、いずれにしましても、これらの算出根拠を後ほど示していただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

後ほど、お示しさせていただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 8 号について採決いたします。

議案第 8 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

昼食のため、午後 1 時まで休憩をいたします。

—（午前 11 時 57 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後 1 時 00 分）—

## 日 程 第 11

### 議案第 9 号 指定管理者の指定について（津南町高齢者生活福祉センター）

議長（吉野 徹）

議案第 9 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

公の施設である津南町高齢者生活福祉センターの指定管理を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

伺います。この前、説明も簡単に受けてきたところではありますが、この施設、津南町高齢者生活福祉センター、この建物が行政の建物ということで、1 階と 2 階併せて今回のこの指定管理に出すと理解しています。それで、1 階の部分については町の施設で

あり、指定管理の管理する料金も払っているなかで、1階のデイサービスは全てつなぐ福祉会の事業でやっていると思うのですが、そのデイサービスをやる使用料というのは徴収していますでしょうか。

議長（吉野 徹）  
福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

使用料については、徴収をしておりません。建物の指定管理の委託につきましては、どうしても建物が構造的に一体のものでございますので、切り分けすることができない部分、要は、建物の躯体部分ですとか電気設備ですとか、そういったところは切り分けすることができません。建物そのものを町は指定管理とさせていただきますので、その部分をしっかり管理いただくという意味での1階部分もというところでございます。1階部分の費用に係る部分については、委託料の中には入っておりません。

議長（吉野 徹）  
7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

普通に考えると、上と下一体のものであるから指定管理で委託に出す。でも、下は、その法人が法人の目的のために使っているの、なぜ使用料というものを取らないのか、理由は为什么呢。

議長（吉野 徹）  
福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

そもそものところが建物そのものを建てた時点では、措置で行うものとして行わせていただいていたという経緯がございます。その後、介護保険制度が入り、そして、指定管理が入り、という歴史があるなかで、町の条例の中でもそこを指定管理するという規定で、その使用料の徴収については規定がされていませんので、それに基づいてお願いさせていただいているものです。

議長（吉野 徹）  
7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

この制度が措置であった時分はそうだったと。しかし、これが契約制度に変わって、もう相当たっていますよね。もう6期だか7期過ぎているわけですが、この間、全くそれをそのまま良いという、見直さなかったというのは、ただ気がつかないだけなのか、それは良しとしてきたのか。ここは今、ちょうど更新の時期なので、改めてその辺を問いますが、いかがでしょうか。

議長（吉野 徹）  
福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

過去の時点のところは分からない部分はありますけれども、基本的には、町とすれば条例の中で、2階は居住でやります、1階については介護保険制度に基づいてデイサービスをやりますということで規定をさせていただいておりますので、その中でということでやらせていただいているものです。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

この提案につきまして、私の思いも含めて今回、反対させていただきます。

もつつなん福祉会と真剣なる協議のうえ、再度、提案していただきたいという私の思いをこの場で述べさせていただきます。ある日、夏の暑い日に私はセンターに訪問いたしました。暑いのですね、部屋が。40℃近くありました。おばあちゃんが「なんでこんなに暑いのに冷房を入れないんだ。」「冷房、暑くねがな。なんで。」ということで、さっそく連絡をして冷房を入れるお願いをして帰ってまいりました。あのセンターに入ってる入居者は、ほとんど高齢者、そして、救わなければいけないかたがた、最低限の生活を余儀なくされているかたがた。そういうかたがたを救うのが町の福祉施策です。何回も何回も私は話をしてまいりました。このたびまた管理家賃といって値上げをしようとしておりますが、あの中でひしひしと生活をしているかたがた、お互い本当に助け合って生活をしています。お互い風呂当番をし、買い物をする順番を決め、本当の最低限の助け合いを、老々介助なんて言いませんけれど、やっております。一方で、1階の500㎡近い部屋を無償で貸している町。いくら条例だ、ああだこうだと言っても、かたや2階のかたは十分に救済しない。2階は全く救済しない。少しだけでも良いから使用料を取って、2階の入居者のために救済をする。これが町に与えられた福祉施策ではありませんか。そんな思いで私は、この更新の時期に再度真剣に協議させていただいて、再度提案してもけっこうですので、私の思いを述べてこの提案に反対し、議員のかたがた、私の思いを理解していただき、どうか私の意見に賛成していただけるようお願いを申し上げて反対討論とさせていただきます。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立9名、非起立4名）—

賛成多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 12

議案第10号 令和2年度津南町一般会計補正予算（第14号）

#### 日 程 第 13

議案第11号 令和2年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号）

#### 日 程 第 14

議案第12号 令和2年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

#### 日 程 第 15

議案第13号 令和2年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（吉野 徹）

議案第10号から議案第13号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第10号から議案第13号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、地方公共交通負担金の減、マイナポイント事業国庫補助金の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、基金運用収入の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、前年度繰越金の減、新潟県市町村振興協会交付金の増、過疎対策債及び災害復旧事業債の減。歳出で、十日町地域広域事務組合負担金の減、文書広報費の増、除雪経費の増、基金積立金の増、有償運送車両購入費の減、定期バス運行補助金の減、マイナポイント事業需用費の増、ふるさと納税事務費の増、プレミアム付商品券事業補助金の減、基幹統計調査費の予算の組換えなどです。

福祉保健課関係では、歳入で、国及び県の障害者総合支援事業費補助金の増、衛生費国庫補助金の増、ひとり親家庭等医療費助成事業県補助金の増。歳出で、ひとり親家庭医療費の増、障害者総合支援事業費の増、在宅サービス利用料軽減補助金の増、介護保険特別会計繰出金の減、健康増進事業費補助金の返還金の増、風しん予防接種事業費の増、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業費の増などがございます。

農林振興課関係では、歳入で、農林水産業費県補助金の増、補助金返還金の増。歳出で、スマート農業推進事業費の組換え、中山間地域等直接支払交付金の増、花卉生産者事業継続支援事業補助金の減、多面的機能支払交付金返還金の増、新規就農者支援対策事業補助金の増などがございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、商工振興事務費の減、商工信用保証料補助金、事業継続給付金、緊急短期借入金利子補給、中小企業研修支援事業補助金の減、講師謝金の減、空き家定住促進、住宅修繕料の増、竜ヶ窪温泉建物等購入費、清算補助金の増、消費喚起・需要拡大プロジェクト応援事業補助金、空き家改修事業補助金、大地の芸術祭周遊促進事業補助金、津南まつり、津南雪まつり、ひまわり広場実行委員会補助金、それぞれの減などです。

建設課関係では、歳入で、災害復旧事業負担金の減、道路橋梁費国庫補助金の減、住宅改修事業国庫補助金の減、克雪すまいづくり支援事業県補助金の減、住宅費県補助金の減、災害復旧事業県補助金の増。歳出で、街灯修繕料の増、町単道路測量委託料の減、町単町道改良舗装工事費の減、除雪隊報酬の増、除雪機械消耗品の増、除雪機械購入費の減、克雪すまいづくり支援事業補助金の減、下水道事業特別会計繰出金の増、住宅管理費の減、農業用施設災害復旧事業委託料及び工事費の減などです。

教育委員会関係では、歳入で、学校保険特別対策事業費国庫補助金の増、埋蔵文化財調査事業県補助金の増、埋蔵文化財調査事業県委託金の減、教育寄附金の増。歳出で、保育士人件費の減、除雪経費の増、児童健診委託料の減、保育園増築工事設計委託料の減、保育園園庭造成工事、空調設備設置工事費の減、研修会参加負担金の減、指導主事報酬の減、外国語助手事業費の減、教育ネットワーク PC 保守委託料の増、みらい教室委託料の減、広島原爆記念式典参加旅費補助金の減、教員住宅除雪機械借上料の増、小学校感染症対策需用費、備品購入費の増、除雪作業委託料の増、小学校施設設備工事費の減、小中学校コンピューター備品購入費の増、中学校修学旅行キャンセル料補助金の増、人材育成事業報償費の増、成人式需要費の減、除雪機械借上料の増、総合センター設備整備工事費の減、遺跡発掘調査事業費の減、農と縄文の体験実習館体験講師報酬の減、スポーツ講演会講師報償費の減、中津川運動公園トイレ改修工事費の減、AED 購入費の減などがございます。

介護保険特別会計では、歳入で、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金の増、一般会計繰入金の減、前年度繰越金の増。歳出で介護認定調査事業業務委託料の減、特定入所者介護サービス費負担金の減、介護予防サービス給付費負担金の増、介護予防・生活支援サービス事業委託料の減、高額医療合算介護予防サービス相当事業負担金の増、介護保険事業財政調整基金積立金の増などがございます。

簡易水道特別会計では、歳入で、水道使用料の減、簡易水道事業県負担金の増、運営基金預金利子の増、前年度繰越金の増、簡易水道事業債の減。歳出で、消費税の増、運営基金積立金の増、消火栓補修用原材料費の増などがございます。

下水道事業特別会計では、歳入で、下水道使用料の減、下水道事業県負担金の増、一般会計繰入金金の増、特定環境保全公共下水道事業債の減などがございます。

細部につきましては、それぞれの担当課長が御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、農林振興課長（村山大成）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

換気のため、2時50分まで休憩いたします。 —（午後2時35分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後2時50分）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

二、三質問させていただきます。

まず、歳入のほうで10ページ、マイナポイント事業補助金の増。これは、もしかしてマイナンバーカードがいっぱいになるとこの補助金が増えていくとか、そういったたぐいのものだと良いなというだけの話なのですけど、教えてください。

続きまして、16ページ、認可保育所費。産休・育休で保育士の報酬減というのが出ているのですが、このかたがたが休まれているときにどなたも補助で入れなかったのか。その金額が見えてこないのです。

次に、18ページ。すみません、個人的に祭りは全然嫌いという話ではないのですが、津南まつり・津南雪まつり実行委員会補助金の減です。当初、私の記憶が確かならば、事業費として400万円で受益者負担で20万円くらいの事業だったと思うのですが、299万3,000円しか入ってきていないので、100万円くらいがどこかに消えているような気がするのですが。単純に雪まつりで400万円の負担で20万円の受益者負担だったのですが、変な話、この分があれば飲食店のクーポン券に回したり、ウーバーイーツみたいなもので人を雇ったりもできたかなというのがありまして、先日、ものを申させていただきました。

この辺の質疑でよろしくお願いします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

まず、私のほうからマイナポイント事業の関係でございます。マイナポイント事業は、マイナンバーカードが増えたからお金が増えたというのではなくて、国からの割当てということで、もうちょっと基本的な普及啓発をやってくださいということで、その事務費分が増えたものでございます。

以上です。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

保育士の報酬減についてのお尋ねでございます。議員御指摘のとおり、1人が普通休

めば、産休・育休に入れば、そこにもう1人私どもとしては補充をしたいということなのですが、なかなか急なことなので、その後に募集をしても入ってこないというところで、どうしてもその部分が空いてしまうということで、この金額が残るというかたちになってしまいます。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

御質疑ありがとうございます。まず、今手元に持ってこなかったのですけれども、実行委員会予算がありまして、実行委員会予算への津南町の分担金は、もともと299万3,000円なので、その分は削ると。実行委員会予算は、そのほかに駐車場代というか、参加者の負担金であるとか、寄附金であるとか、いろんなお金が入ってきてなのですけど、とりあえず町から実行委員会にいくお金はここで削りますということです。

議長（吉野 徹）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

では、2点、お聞きします。

11ページの地方創生臨時交付金で、新型コロナウイルス感染症の対応など出ていますけれども、これは3次補正ということですが、3次補正の全額が入られたと思うのですけれども、その額を教えてください。

それと、16ページの保育園の関係です。空調設備の工事で100万円ほど減なのですが、エアコンの関係だと思うのですけれども、3歳以上の園児室には入ったのでしょうか。

以上です。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の3次配分でございます。総額としまして、1億3,864万4,000円でございます。そのうち1億3,000万円を令和3年度へ繰り入れるというかたちにしておりますので、今回の補正額との差額は若干違うのですけれども、総額としては、1億3,864万4,000円が町の割当て分として内示がございました。

以上です。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

保育園の空調につきましては、感染症対策ということでございます。議会のほうにも御説明を申し上げておりますけれども、今回、各保育園のホールを中心に空調整備をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

第3次のほうは分かりました。これで全額ということなのですね。あとからまた来るということはないですね。

それと、エアコンですが、園児室は未満児の部屋には入ったと思うのですが、そのほかの3歳以上の園児室にはエアコンは入っているのですか。聞いたのですが、もう1回確認です。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

未満児室のほうには入っておるのですが、今回はホールを中心に入れさせてもらったということでございます。ただ、ひまわり保育園は、御案内のとおりこの増築等々に係るところで、ひまわり保育園の所だけは空調は入っておるということでございます。そのほかの所は、ホールを中心に今回は整備をさせていただいたということです。よろしいでしょうか。

議長（吉野 徹）

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

全体的なことをお聞きます。今回、3月まで補正を引っ張ってきて、1億円ちょっと減額をして補正されているのですが、3月まで1億円というのは相当な金額になるわけですね。例えば、ユリにしても、ユリは大体差額といたしまして、市場価格が安定してきたのが9月末からでありますし、町道についても2,000万円、相当前に分かっていたと思うのですが、保育園にしても受け差はもう早々と分かっていたわけですね。お金がないないと言いながら、ほかをみんなだめだだめだと言っていた。これらをもっと早めに補正をして、それらに対応できたはずではなかったかということをお聞きしたいのです。全体的なことだけでけっこうですが、このような結果になったことに非常に残念でありますので、方向性を、どうしてこうなったのか、お聞きいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

個々の事業については、それぞれの事情があると思いますけれども、基本的に国・県との補助金につきましては、やっぱり年度末近くになってから確定であるとか、特にこの道路の関係は、けっこう遅い時期になってから大きな金額の移動で、こちらも財政的なほうでも大変困った状況なのですけれども、致し方ないのかなという感じがございます。

あと、もうちょっと早めにとということもあるのですけれども、やっぱりある程度期間を見ておかないと、また急ぎよ特別なこともある可能性もあると思いますので、本来であれば12月という線もあったのかもしれませんが、一応、それぞれの担当課で事業の進捗を見ながら、今回の補正ということとさせていただいた次第でございます。以上です。

議長（吉野 徹）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

建設課か総務課かちょっと分からないのですけれども、年末の大雪で木が倒れて水道が止まってしまったというようなことがありましたよね。この間、竜ヶ窪温泉で行われた「町長と語る会」の時に、竜ヶ窪の水源の側で木が倒れたので、その持ち主に木の撤去を請求したという話があったのですけれども、災害時に山の木が倒れて水道の貯水池の所に影響を及ぼしたという場合に、木を持っている人に請求をして、こういう補正では補助は出ないのかなと思ってお聞きしたいのです。その時に、大変困ったと持ち主のかたたちがおっしゃっていたので、分かりますか。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

12月の大雪で倒木がございまして、その木が倒れて木を切ってくださいという請求は、町のほうからはしてございません。

議長（吉野 徹）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

倒れた木を撤去するということも請求してないですか。じゃまだからどけてくれというような請求もしてないと。 —（議員「補正の関係じゃない。」の声あり。）—

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

木も場所によってなのですけれども、除雪しなければ行けない、電力さんも行けないということで、除雪も兼ねて木の撤去もしました。それにつきまして町のほうは、請求はしてございません。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

2 点、お願いします。

1 点は、農林振興課長にお聞きします。新規就農者支援対策事業補助金増について、令和 3 年度前倒しというお話だったのですが、ちょっと意味が分からないのです。これは、今年の実績に対して予算がないので、補助金を前倒ししたのかどうか、そこら辺のことについてお願いします。

それと、もう 1 点は観光地域づくり課です。商工の関係でかなりの金額が減額になっているのですが、先ほどの説明だと、要は、町が用意したのだけれども、国でそういった補助金、いろんな事業が出たので、そちらで対応することによって町のものを使わなくて済んだというふうに思ったのですが、そこら辺について、きちんとした紹介とか案内とかをやっていても、こういうふうなことになったということで理解してよろしいですか。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

新規就農者の事業につきまして説明させていただきます。確かに複雑な話でございます。国の制度として、令和 3 年度の前期分なので、通常であると令和 3 年の 9 月以降に、新規就農者 4 名いらっしゃるのですけれども、150 万円の半分なので 75 万円×4 で約 400 万円なのですけれども、それが国のほうの制度といたしまして、「半年早く支給できますよ。皆さんどうですか。」ということで照会がございまして、4 名のかたに確認したら、「では、それでお願います。」ということで、半年早い支給になります。これは、簡単に言うと、令和 3 年度分を今年度中の末に新規就農者の皆さんにお支払いするという国の制度に乗ったということで、御理解願いたいと思います。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

それぞれの事業で幾つか状態が違うのですけれども、今回、一つには 6 月の状況下ですと、非常に急速な景気悪化に伴いまして、資金繰り悪化を補正させていただいたのが 6 月いちばん大きなものでございます。これについては、当時の状況からすると、今で

こそ本当に大きなお金が余ってしまっていて私の見込みが甘かったということになるのですけれども、まだ国の民間の無利子・無担保が出てくるというのが全然分からなくて、このくらいは少なくとも用意しておいたほうが良いかなという、そこら辺はある程度見込みというか、井勘定というか、そういうものになってしまったので、その後、すぐに民間の資金繰りが出てきたというところで、そこら辺は国の状況をもうちょっとよく捉えながらやっていけば良かったかなとは思いますが、6月の補正のタイミングもあったものですから、ここら辺は申し訳ございません。そのほかのものにつきましては、そのときどきの状況に応じて、我々もこういったものが必要なのかなというところなのですけれども、若干余ったものについては、やっぱり精度をもうちょっと、ニーズ調査が必要だったのかなというところは反省しております。

議長（吉野 徹）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

1点だけ、教育委員会にお願いいたします。20ページ、21ページの学校事務費の中でALTの語学の費用が膨大に余ってしまっていて、報酬の所で390万円、約400万円ですね。それから、委託料のほうで語学指導助手260万円、それから、外国人コーディネーター委託料140万円くらい、合わせて800万円くらい余ったということなのですけれども、私、確かに当初は新型コロナウイルス感染症がはやっているので、外国人講師が来られなくて困っているけれど、「㈲イングリッシュアドベンチャー」に頼むから語学については大丈夫だと聞いたのですけれども、これだけ余るということは、小学生に対して生の外国語の授業はほとんどやらなかったということなのか。どうしてこんなにいっぱい余ったのか、その辺だけお聞かせください。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

ALTに対する御質疑でございます。議員御指摘のとおり、外国人指導助手2人を私どもは当初、9月から予定をしてございました。ただ、お二人は来たいという話だったのですが、このコロナ禍で9月に来日は不可能だったということで、私どもとしては、その代替のかたの指導助手を見つけたい、そして、「㈲イングリッシュアドベンチャー」さんのほうに2人分を補正させていただいて、2人をその補助で各学校へということでは考えておったのですが、英語教育が小学校で始まるに当たって、県のほうから1人派遣をされていた英語の専科の先生がいますので、そのかたと、「㈲イングリッシュアドベンチャー」のかたをもう1人頼んで、この2人体制で小学校・中学校を今見ていただいております。本当はもう1人付けようかと思ったのですが、今はこの2人の状況のなかで回っているということでございますので、それ以外の分を今回の補正で減額をさせていただいたということでございます。

議長（吉野 徹）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

ということは、こんな人数を雇わなくても学校の英語教育は回せるということなのですね。逆に、回せなかったとすれば、教えるべき時間が足りていないという話になります。誰かがフォローしなければいけないということで、その辺についてお聞かせください。

議長（吉野 徹）

教育長。

教育長（桑原 正）

では、先ほどの教育次長にちょっと補足させていただきます。十分かというところではありません。ただ、そのなかにあつて、なんとか全くやらないという状況はスタートからして回避できていたと。基本的に小学校における英語学習も担任が責任を持ってやります。ALTさんは、それを補助する役割ですよ。そういうことで、担任がその気になってやっているというのが一つありますし、私どもが2人正規に雇いたかったという状況ではなかったのですけれども、県が派遣した職員と「㈱イングリッシュアドベンチャー」の職員1人ということで、できる限りのことをやってきているという状況で、決して十分というわけでは、私どもが描いていた構想どおりではございません。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（吉野 徹）

議案第10号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

全体を通して賛同いたします。討論は部分的になります。平成に入り、全国各地で温泉掘削、施設ができ、次々とオープンいたしました。津南町もその波に乗りました。クアハウス津南、萌木の里、津南駅前温泉、竜ヶ窪温泉、当時の町長は、旧6か村に一つの思いの実現でありました。華々しくデビューした各施設。オープン当時のにぎわいは、地域をはじめ各方面に感動と温泉巡りの場を与えました。しかし、人口減少、高齢化、温泉の乱立等によって、どこも入込みが少なくなったのであります。津南町における温泉施設で竜ヶ窪温泉のみ委託料なしで25年を迎えたところであり、厳しい現

状を踏まえ、委託料を何度も何度も町に求めました。しかし、首を縦に振ってもらうことはできませんでした。地域の熱意を無駄にしてはならない。議員として地域の要望に行動いたしたところであります。大事な津南町の観光施設として、他の施設との連携を深め、次なる経営者のめどを付けての補正予算であります。住民を代表して感謝を申し上げるとともに近隣市町村の連携を大事に、この補正予算を無駄にしてはならない。皆様がたの賛同を求めるものであります。

新会社への支援もお願い申し上げまして、議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。お願いいたします。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 10 号について採決いたします。

議案第 10 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 11 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 11 号について採決いたします。

議案第 11 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。  
—（起立 12 名、非起立 1 名）—  
賛成多数です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 12 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 12 号について採決いたします。

議案第 12 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 13 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 16

議案第 14 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 17

議案第 15 号 津南町地域福祉基金の処分について

日 程 第 18

議案第 16 号 令和 3 年度津南町一般会計予算

日 程 第 19

議案第 17 号 令和 3 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 20

議案第 18 号 令和 3 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 21

議案第 19 号 令和 3 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 22

議案第 20 号 令和 3 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 23

議案第 21 号 令和 3 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 24

議案第 22 号 令和 3 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 25

議案第 23 号 令和 3 年度津南町病院事業会計予算

議長（吉野 徹）

議案第 14 号から議案第 23 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 14 号から議案第 23 号まで一括して御説明申し上げます。

令和 3 年度の予算規模につきましては、一般会計で 70 億 8,800 万円、対前年度比 8.25%の増、特別会計及び病院事業会計では、総額で 52 億 7,403 万円、対前年度比 2.59%の増となり、一般会計・特別会計・病院事業会計を合わせた総予算額では、123 億 6,203 万円、対前年度比 5.76%の増となりました。各予算の主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

令和3年度の一般会計予算及び各種特別会計予算につきまして、十分なる御審議を賜り御承認くださるようよろしくお願い申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できますよう、議員の皆様をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から3月10日まで休会とし、2日と3日を委員会審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、明日から3月10日まで休会することに決定いたしました。

3月11日は定刻の午前10時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後3時18分）—